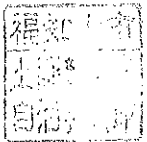


協 定 書



福知山市土師新町東区自治会

三 恵 観 光 株 式 会 社



協 定 書

福知山市土師新町東区自治会（以下、「甲」という）と三恵観光株式会社（以下、「乙」という）とは、三恵福知山バイオマス発電事業（以下、「発電事業」という）を安全・円滑に進めるため、次の通り協定を締結する。

〈 対象事業の表示 〉

○名 称	三恵福知山バイオマス発電所
○所 在	京都府福知山市字土師小字沢163-6他
○規 模	発電出力 1,760.0 kw
○仕 様	パームオイルを燃料にするバイオディーゼル発電機による発電
○許認可等	経済産業省による設備認定、保安管理業務に関する承認受理済み
○電力契約	関西電力株式会社(福知山ネットワーク技術センター担当)

（締結の目的）

第1条 この協定は、乙が発電事業操業に伴う環境負荷の低減を図り、近隣住民の健全で快適な環境を保全することを目的とする。

（事業者の責務）

第2条 乙は、発電事業の操業に当たっては、この協定を遵守するとともに、安全対策の実施に努める。

（環境関連法令の遵守）

第3条 乙は、環境関連法令を遵守する。

（大気汚染防止対策）

第4条 乙は、大気汚染防止の為、事業場における排出ガスについて、適切な処置に努める。

（水質汚濁防止策）

第5条 乙は、水質汚濁防止の為、事業場における排水について、適切な処置に努める。

（土壌汚染防止対策）

第6条 乙は、土壌汚染防止対策の為、適切な処置に努める。

（騒音・振動防止対策）

第7条 乙は、事業場から発生する騒音・振動を軽減する為の適切な対策に努め、騒音については騒音の規制基準を、振動については振動の規制基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第8条 乙は、事業場から発生する悪臭を防止する為、適切な対策に努める。

(化学物質対策)

第9条 乙は、発電事業の操業に伴い使用または副生する化学物質による環境汚染を未然に防止する為、その性状等を安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替等、環境中への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第10条 乙は、発電事業の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次汚染の発生を防止する為、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連事業者に対する責務)

第11条 乙は、乙以外の者が事業場内で作業する場合にあっても、汚染防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告)

第12条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時等の措置)

第13条 乙は、事業場の操業若しくは施設の故障、破損その他事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、またはそのおそれがあると乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告し、誠意をもって問題の解決に努める

(災害防止対策)

第14条 乙は、火災等の災害防止については、消防法その他関係法令を遵守し、災害の防止に万全を期するものとする。

(報告及び立入調査)

第15条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、または甲が必要とする者を同行して事業場内に立入調査することができる。

(施設の増設等の協議)

第16条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設または変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするときは、甲と事前に協議する。

2 乙は、前項の新設等の内、周辺環境への影響が維持または低減されるものについては、報告をもって前項の事前の協議に代える。

(車両の通行)

第17条 乙は、事業活動によって生じるバイオマス燃料の搬入車両の運行・通行については、周辺住民の通勤通学の時間帯は行わないよう努める。

(交通対策)

第18条 乙は、事業場の操業に係る運搬車両等の通行に関して、路上待機の禁止等の交通安全対策を実施するとともに、場内に駐停車する車両の原動機を停止することにより、騒音、排気ガスによる大気汚染等を低減するよう努める。

(環境の保全)

第19条 乙は、環境の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第20条 乙は、この協定に定めるもののほか、国、府や市が行う環境保全の為に必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(自治会への協力)

第21条 乙は、甲に入会し、甲の活動に積極的に協力するよう努める。

(自治会費の納付)

第22条 乙は、甲の区費を納付する。区費の金額については、甲乙双方合意した金額とする。

(事業の承継)

第23条 乙は、当該事業を譲渡するときは、譲受人がこの協定に基づく義務を承継するよう必要な措置を講じる。

(協議)

第24条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定めた事項を変更しようとするとき、この協定の実施に関して必要な事項を定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ各1通を保持する。

平成29年 6月21日

甲 : 京都府福知山市土師新町東区自治会

住所 京都府福知山市土師新町東区

氏名 自治会長



乙 : 京都府福知山市宇堀小字下高田2346番地

三恵観光株式会社

代表取締役

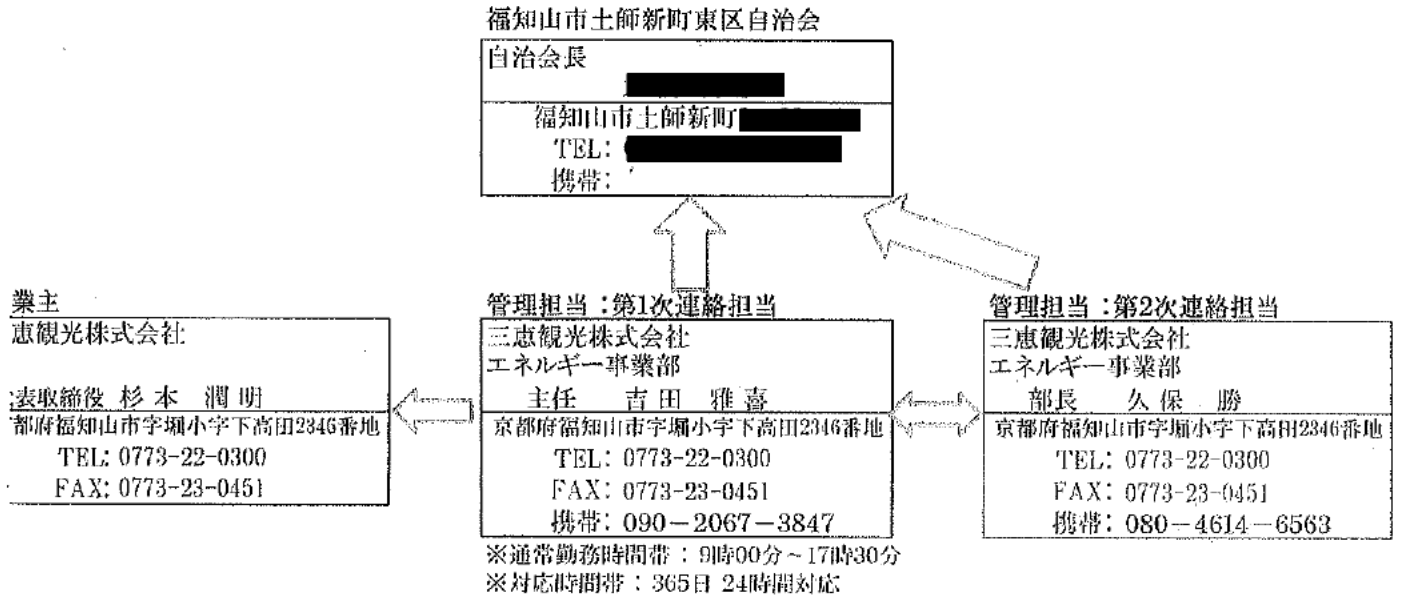
杉本 潤明



三恵福知山バイオマス発電所 緊急連絡体制図

平成29年5月2日作成

連絡体制



災害等緊急時連絡経路

